

# 2000万円弱の 損害賠償請求棄却

東京地裁平成24年  
5月30日判決

本件は、介護認定を  
受けた原告が、被告と  
短期入所生活介護契約  
を締結し、被告の施設  
に入所したところ、転  
倒して頭部打撲から脳  
挫傷となった事案で  
す。原告は被告に対し、  
2000万円弱の損害  
賠償の支払いを求めま  
したが、裁判所は、原  
告の夜間徘徊による転  
倒の可能性及び被告に  
その点の認識があるこ  
とを前提に、本件施設  
の職員体制・設備を踏  
まえた負傷防止措置は  
取られている等とし、  
被告の過失を認めず、  
原告の請求を棄却しま  
した。

過失を基礎づける具  
体的事実として、原告  
は、①センサーの適切  
な設置、②介護支援専  
門員への相談、③人員  
配置を厚くする、④体  
勢維持の補助となる手  
すりの設置、⑤床に柔  
らかい物を敷く、⑥睡

## 介護施設を 取り巻く 法律問題の今

### 入居者の転倒、施設の過失認めず

### 「人員配置の過不足を契約上の管理体制から判断」

### 最近の介護事故判例から②

た。

然るに裁判所は、(一)

原告のベッドには、転

落防止柵の他、離床セ

ンサーが設置され正常

に作動しており、夜間

そのセンサーが反応す

る都度、被告職員が部

屋を訪問し、原告を臥

床させるなどの対応を

している、更に、少な

くとも2時間おきに定

期巡回して原告の動静

を把握している、(二)介

護支援専門員に対し、

退所や睡眠剤の処方

を相談していた、(三)本

件事故が発生した早朝の

時間帯は被告の職員が

2名配置され、他の利

用者も介護を受けてい

たところ、本件介護契

約で予め合意された本  
件施設の職員体制に照  
らし不十分とはいえな

い、(四)手すり設置によ

って本件事故発生が防

止できたかは不明、(五)

床にマット等を敷くこ

とによって原告の転倒

危険性が増加するとい

う被告の判断が不合理

とまではいえない、(六)

本件事故後も原告には

意識があり、経過観察

中の午前9時55分に吐

き気を訴えた為、午前

10時10分に病院に搬送

している、といった点

を判示し被告の過失を

否定していません。

特に③の人員配置に

ついては、介護事業に

詳しくない弁護士や裁

判官は、事故発生の際

危険性を認識していたな

ら事故回避の為に人員

配置を厚くすべきだ等

と安易に考えがちです

が、この判例は(一)

夜間の人員配置が法令

に定められたものであ

り、法律上、それ以上

の配置義務がないこ

と、(二)原・被告間

の個別契約上もその人

員配置体制を契約内容

としていることを踏ま

えて、人員配置が不十

分とは言えない旨を判

断しており、適切であ

ると思います。



長谷川 桃

弁護士法人アヴァンセリー  
ガルグループ執行役員  
民事企業法務部部长

【プロフィール】  
上智大学外国語学部ド  
イツ語学科卒業、東京  
弁護士会所属、日本司  
法支援センター相談員  
を務める。  
離婚、相続等の家事  
一般(渉外事件等含む)  
や消費者問題合心民事  
訴訟一般が得意分野。